

災害時等における応急対策の
協力に関する協定

平成26年11月20日

青 梅 市
プラザ5会

災害時等における応急対策の協力に関する協定

災害時等における応急対策の協力について、青梅市（以下「甲」という。）と、プラザ5会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青梅市内において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、青梅市地域防災計画にもとづき甲が実施する応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において応急対策が必要となった場合は、物資の供給その他の応急対応活動について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して、乙および乙の会員の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

3 乙は、災害時等において協力が可能な乙の会員の氏名または名称、協力内容および連絡先を事前に甲に報告するものとする。

4 乙は、災害時等において、地域住民等の緊急避難先として乙の管理するプラザ5第3駐車場を市民に無償で開放するものとする。なお、開放期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対して前条第1項の規定による要請を行うときは、応急対応協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条第1項の規定による要請により乙が甲に供給する物資の種類は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙の会員が調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品

(4) 燃料

(5) その他甲が指定する物資であって、乙の会員が供給可能なもの
(物資の運搬)

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所において行うものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。この場合において、乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第2条第2項の規定により協力を行ったときは、速やかに応急対応協力報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。ただし、緊急の場合で文書により報告できないときは、口頭等で報告し、事後速やかに文書により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙の会員が提供した物資の代金および運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の会員の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第8条 前条第2項の規定により決定した費用は、乙の会員の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙の会員に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相互に別途報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、誠意をもって、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲または乙が文書

をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年11月20日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 竹内俊夫

乙 東京都青梅市千ヶ瀬町4丁目313番地の6

中村ビル2階

プラザ5会 会長 鵜沢孝一